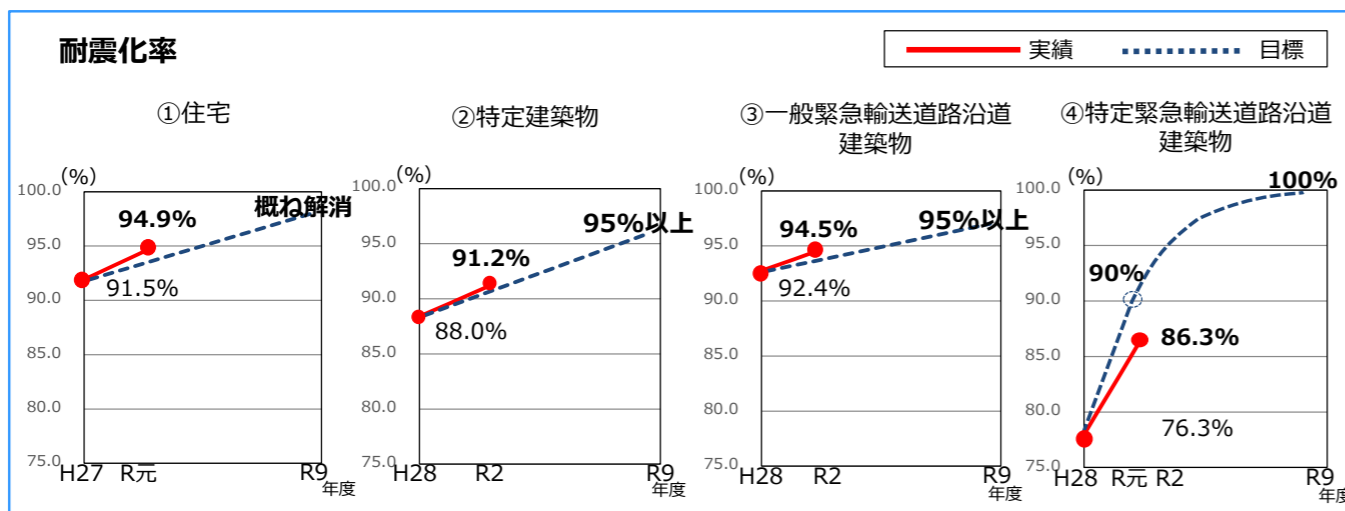


新宿の高度防災都市化と安全安心の強化に向けて、「新宿区耐震改修促進計画」を改定します！

区は、住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現することを目的として、平成20年3月に「新宿区耐震改修促進計画」を策定しました。
 このたび、前回の改定から4年が経過したことから、進捗状況等を踏まえ、新宿の高度防災都市化と安全安心の強化に向けて、本計画を改定します！

1 耐震化の現状

- ①住宅
 目標：令和9年度末までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消
 現状：94.9%(令和元年度末)
- ②特定建築物
 目標：令和9年度末までに耐震化率95%以上
 現状：91.2%(令和2年度末)
- ③一般緊急輸送道路沿道建築物
 目標：令和9年度末までに耐震化率95%以上
 現状：94.5%(令和2年度末)
- ④特定緊急輸送道路沿道建築物
 目標：令和9年度末までに耐震化率100%
 (中間目標：令和元年度末までに耐震化率90%)
 現状：86.3%(令和2年度末)



2 耐震化の促進を図るための主な施策

- 区内の住宅の約8割を占める**共同住宅**の耐震化状況等を確認するとともにマンションの管理状況届出制度^(※1)を活用し、マンションの実態に応じた、きめ細かな働きかけを行っていきます。
- (※1) 都の条例に基づき、マンションの管理組合等が運営実態や修繕積立金等の状況を区に届け出る制度です。
- 特定建築物**（百貨店など不特定多数の人が利用する建築物等）のうち、**大規模な建築物**について、耐震化状況等を確認するとともに、耐震化の目標を100%に設定し、積極的な働きかけを行っていきます。
- 共同住宅やテナントの入る特定建築物**は、合意形成が耐震化の支障となる場合があります。合意形成の支援として、アドバイザーの派遣を引き続き行うとともに、緊急輸送道路沿道建築物に対し、令和2年度に創設した占有者加算（賃借人やテナントがいる場合の耐震改修工事費補助への加算）の周知を図っていきます。
- 特定緊急輸送道路沿道建築物**について、倒壊の危険性が高い建築物等への個別訪問等を重点的に実施します。また、利便性を向上するための見直しを行い、支援制度の一層の強化を図ります。



新宿区建築物等耐震化支援事業イメージキャラクター「耐震くん」

3 計画改定のスケジュール

令和3年10月15日～11月15日 パブリックコメントを実施
 令和4年1月 計画改定